仕　　様　　書

京都市文化市民局元離宮二条城事務所
保存整備（担当：大本、髙橋萌）
電　話：(075)841-0096
F A X：(075)802-6181

件　　名	二条城二之丸御殿障壁画応急修繕
履 行 期 間	契約の日の翌日から令和９年３月31日まで
契 約 条 件	**１　概　　要** 本業務は、二条城二之丸御殿障壁画の応急修繕を行うものである。 **２　業 務 内 容** ⑴　障壁画亀裂仮止め ア　対象 ㋐　小壁障壁画（別紙１参照） ・　遠侍及び車寄　2-TS-P1-22　南廊下　１面 ・　白書院　北廊下　2-SS-P6-17　１面　　合計２面  2-TS-P1-22  2-SS-P6-17 ㋑　天井画（別紙２参照） ・　遠侍及び車寄　33面 ・　大広間　15面 ・　黒書院　12面　　合計60面 ※　作業実施日までに亀裂が新たに発生した場合は、仮止め箇所を増やす場合がある。 イ　工程 ①　ローリングタワーの組立て 床面をシート及びコンパネで養生した上で、本市職員の指示のもと、本市が提供するローリングタワー※1,2を組み立てる。なお、シート

は受注者が持参したもの、コンパネは本市が提供するものを使用すること。作業に必要な照明は受注者が準備すること。

※１　ローリングタワーの組立及び解体は「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を受講した者が行うこと。

※２　ローリングタワーを３段以上組み立てる場合は、「足場の組立て等作業主任者技能講習」の講習を受けた有資格者を作業主任者として充てること。なお、３段未満の場合は作業指揮者を充てること。

②　四分一の取り外し

遠侍及び車寄の小壁障壁画（2-TS-P1-22）は、亀裂が四分一の際にあるため、四分一を取り外す。四分一は可能な限り破損しないように注意して取り外すこと。四分一は、取り付けられていた位置に復旧できるように、本市職員の指示する場所に一時保管すること。

③　亀裂の仮止め

養生紙に包んだ画鋲で亀裂を仮止めする。なお、養生紙と画鋲は事前に用意しておくこと。養生紙の外側（観覧者から見える側）には施工する天井に近い色の彩色を施すこと。養生紙については、事前に本市職員と打ち合わせの上、詳細な仕様を決定すること。

④　四分一の復旧

取り外した四分一を元の位置に復旧する。釘も取り付けられていた位置に復旧すること。ただし、再用できない釘については、新しい釘に取り替え、不再用の釘はチャック付きポリ袋※に入れ本市職員へ引き渡すこと。

※　チャック付きポリ袋には、釘を取り外した年月日、建物名、画面のID番号、取り付いていた釘の位置等を明記すること。

⑤　ローリングタワーの解体・片付け

ローリングタワーを解体し、各種資材等を元の位置に戻す。

⑥　清掃

作業箇所の清掃を行う。

⑵　障壁画嵌め直し

ア　対象障壁画（別紙１参照）

遠侍及び車寄西入側小壁障壁画３面

- 2-TS-P3-24（北より３間目）
- 2-TS-P3-25（北より２間目）
- 2-TS-P3-26（北より１間目）


2-TS-P3-24


2-TS-P3-25


2-TS-P3-26

イ　工程

①　ローリングタワー組立て

上記「⑴イ①」のとおり

② 四分一の取り外し

対象箇所の四分一を上記「⑴イ②」のとおり取り外す。

③ 障壁画の取り外し

障壁画を取り外し、本市職員の指示する場所に一時保管する。なお取り外した後、障壁画の背面と設置箇所周辺の清掃を行うこと。

④ 支持材の設置

障壁画の支持材（木製、幅55㎜程度）を両端の柱にそれぞれ釘留めする（支持材１個につき２箇所釘留め）。なお、支持材の仕様については、事前に本市職員と打ち合わせの上、決定すること。

⑤ 障壁画の取り付け

支持材の上に障壁画を据え、元の位置に復旧する。

⑥ 四分一の復旧

上記「⑴イ④」のとおり

⑦ ローリングタワーの解体・片付け

上記「⑴イ⑤」のとおり

⑧ 清掃

上記「⑴イ⑥」のとおり

⑶ 作業日時

12月または１月の火曜日（二之丸御殿観覧休止日）

ただし、令和８年12月29日は除く。

３ 場所

元離宮二条城（京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地）

二之丸御殿内

４ 留意事項

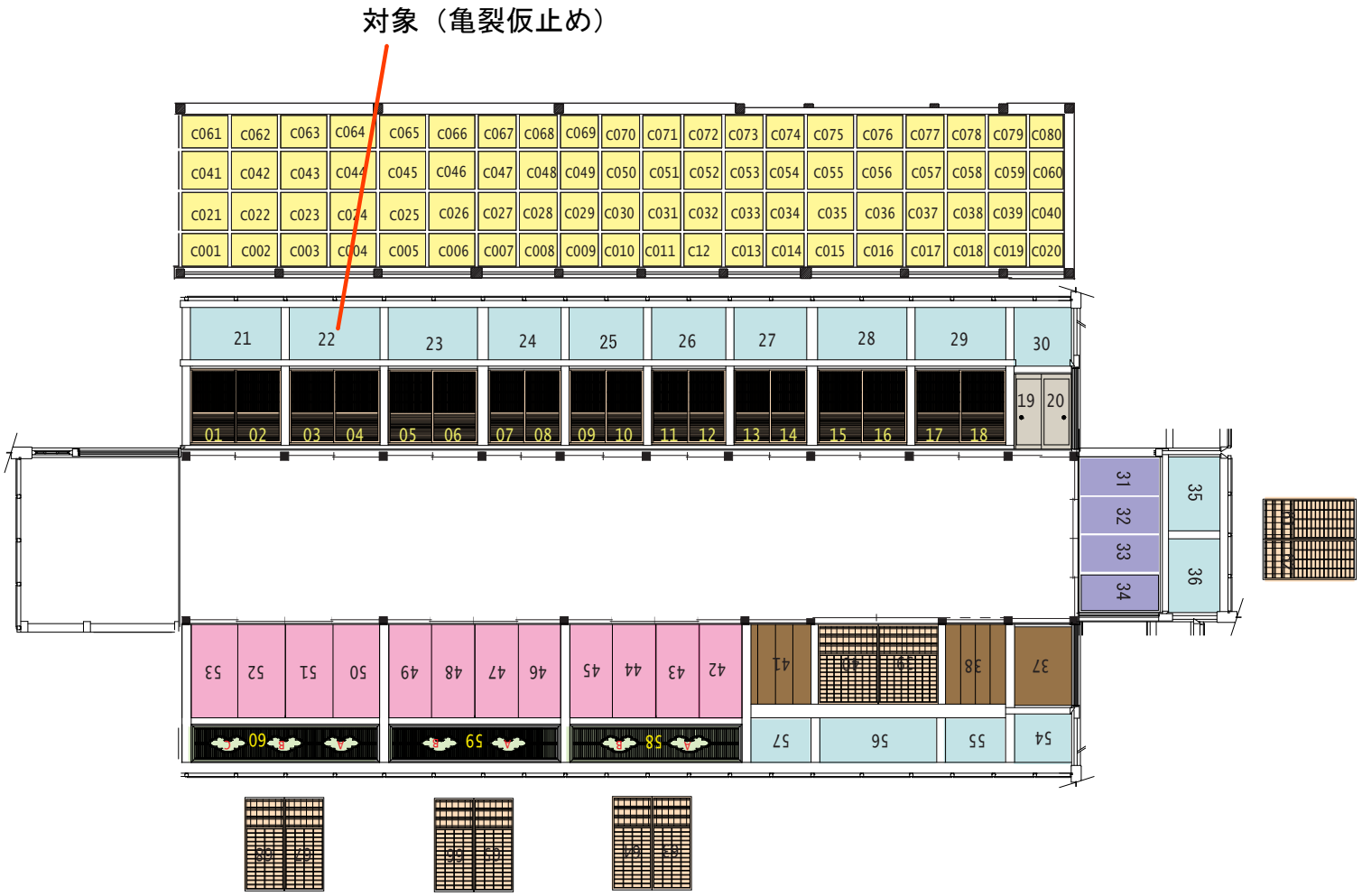
⑴ 二之丸御殿は国宝であり、作業に際しては障壁画を含む建造物全般にき損等が生じないよう、以下の内容を遵守すること。なお、作業中にき損等を生じさせた場合には、直ちに本市職員に報告すること。

- 作業中はマスクを着用すること。
- 二之丸御殿に入殿する際には靴下を着用すること。
- 衣服のボタン及びファスナー等は閉めること（袖を含む）。
- 腕時計、アクセサリー類及び首から下げている物は取り外し、ボタン又はチャックのついていないポケットには物を入れないようにして作業を行うこと。
- 本市職員の許可なしに柱、壁及び建具に触れないこと。
- 足場を使用する際には、下に養生を施すこと。
- 二之丸御殿内では筆記用具は鉛筆を用いること（ペン類及びシャープペンシルは使用不可）。
- 障子及び障壁画等に衣服及び持ち物が接触しないよう、周囲を充分に確

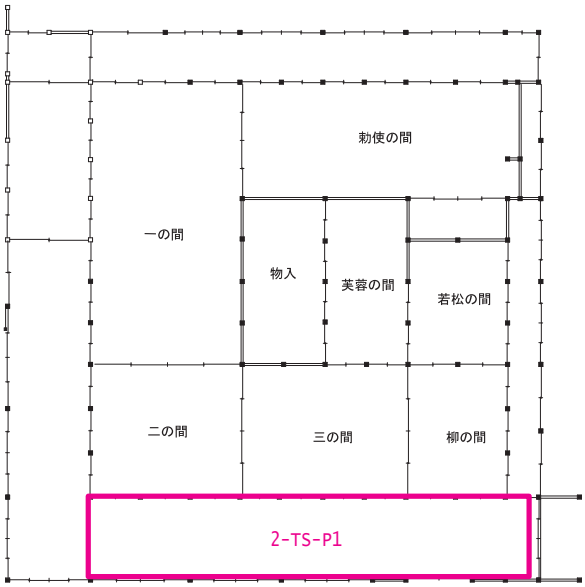
	認した上で移動すること。 ・　その他本市職員が作業時に適宜伝える注意事項 ⑵　受注者は必要に応じて以下に示すような対策を講じ、作業従事者の健康・安全に充分配慮すること。 ・　ヘルメットを着用する。 ・　適宜水分補給及び休憩を行う。※水分補給は本市職員の指示する場所で行うこと。 ⑶　受注者が希望する場合には、以下の足場を貸与する。なお、足場が不足する場合は受注者が不足分を準備すること。使用後には付着している埃等を拭き取り返却すること。 ・　10 尺脚立、１台 ・　馬脚立　ナカオ 勇馬 ESK-18（垂直高 1,390～1,750㎜）※3、１台※4 ※３　使用時には、メーカーの取り扱いマニュアルに示す使用方法を遵守すること。 ※４　状況により２台貸与可能な場合がある。

二の丸御殿
遠侍
南側廊下

2-TS-P1-

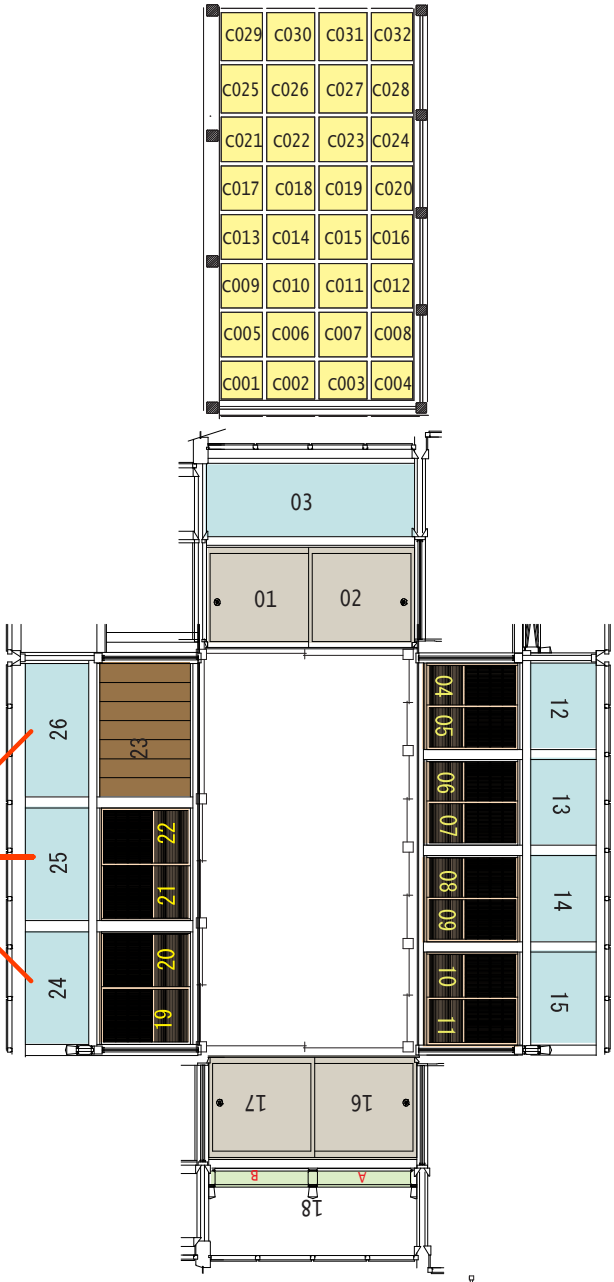


- 板戸
- 杉戸
- 舞良戸
- 戸襖
- 戸襖 ※障壁画美工品指定外
- 襖
- 障子
- 腰障子
- 板壁
- しっくい壁
- 壁貼付
- 壁貼付 ※美工品指定外
- 欄間
- 天井貼付 ※美工品指定外



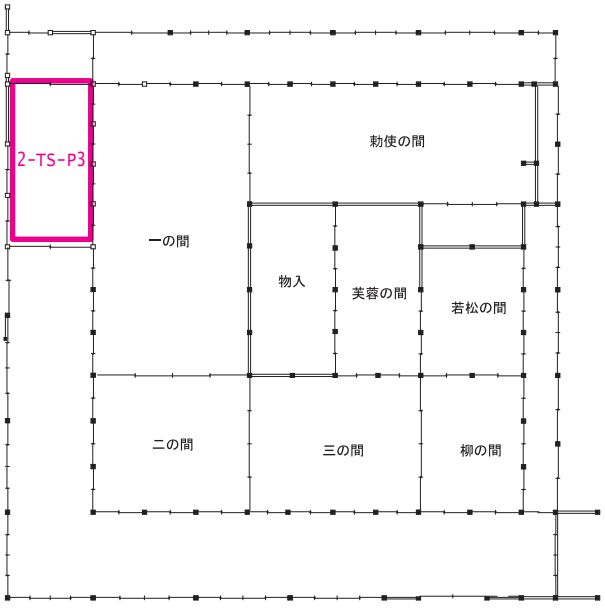
二の丸御殿
遠侍
西側廊下

2-TS-P3-



対象（嵌め直し）

- 板戸
- 杉戸
- 舞良戸
- 戸襖
- 戸襖 ※障壁画美工品指定外
- 襖
- 障子
- 腰障子
- 板壁
- しっくい壁
- 壁貼付
- 壁貼付 ※美工品指定外
- 欄間
- 天井貼付 ※美工品指定外

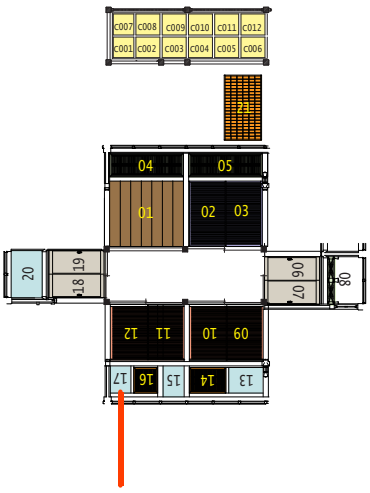


二の丸御殿
白書院
北側廊下

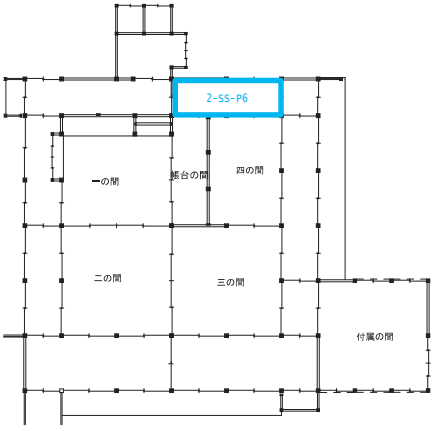
2-SS-P6

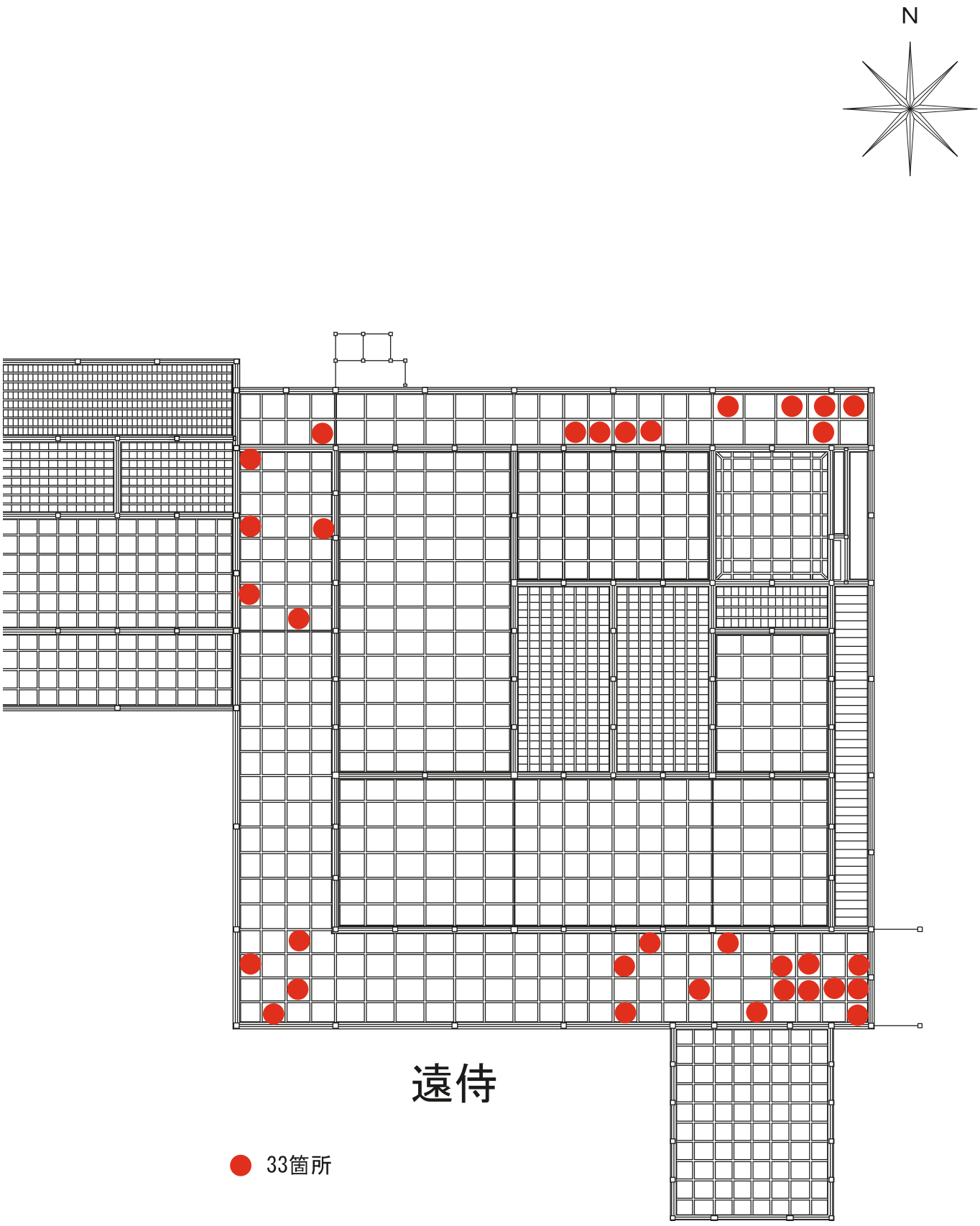
板戸
杉戸
舞良戸
戸襖 ※美工品指定外
障子
腰障子
板壁
しっくい壁
壁貼付 ※美工品指定外
欄間
天井貼付 ※美工品指定外

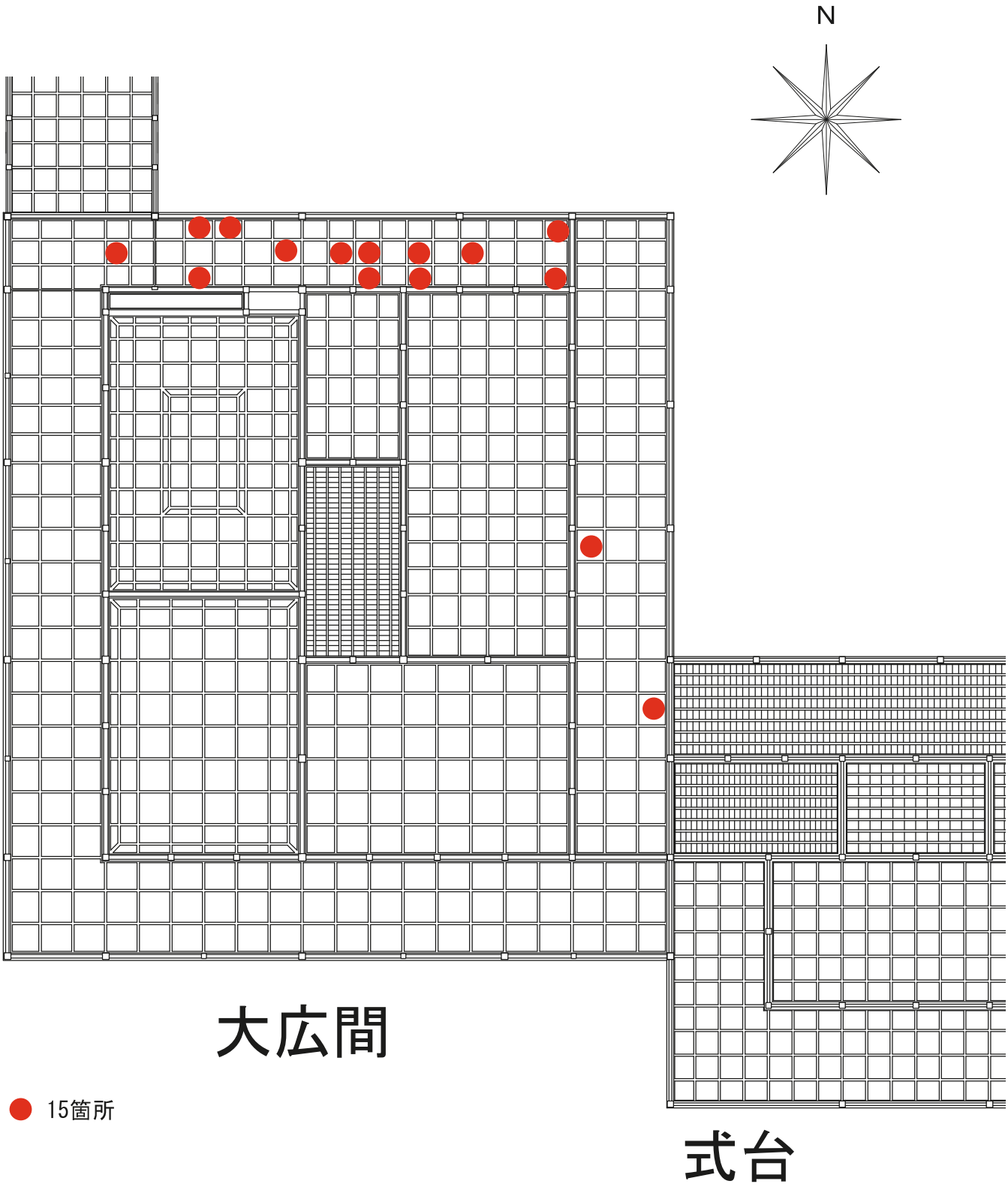
N

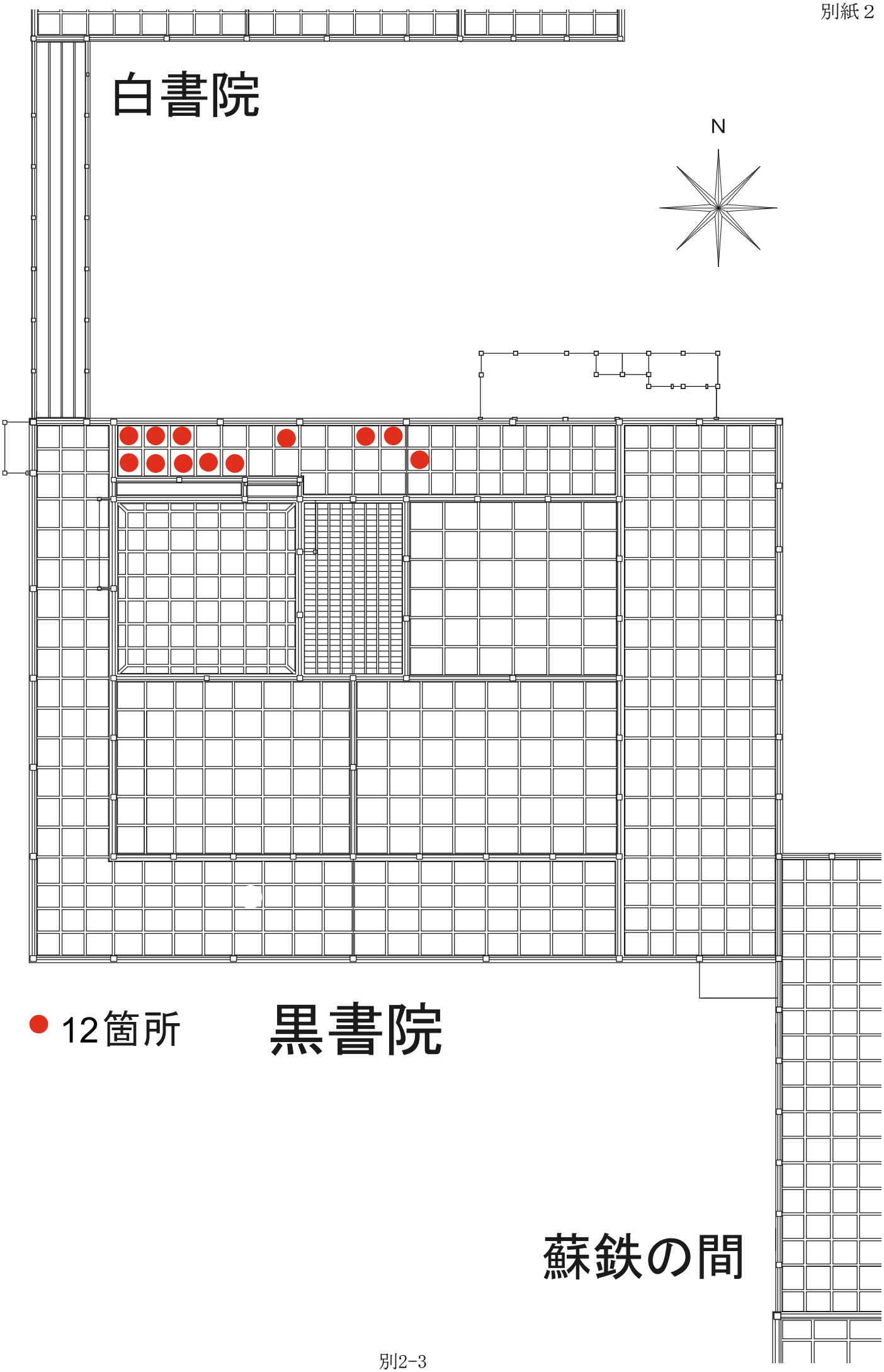


対象（亀裂仮止め）




N
遠侍
33箇所


N
大広間
式台
15箇所


白書院
N
12箇所
黒書院
蘇鉄の間